

# 健康食品の送りつけ商法 急増しています!



送りつけ商法とは、商品を一方的に送りつけ、消費者が購入しなければならないと勘違いして、支払うことを狙った悪質商法です。

特に最近、「以前ご注文いただいた健康食品を送ります」と突然電話がかかり、「注文した覚えはない」と断っても、「注文の電話を録音してある」と言って強引に話をまとめ、代金引換で送りつける手口が多く見られます。

また、一度購入すると継続して被害にあうことも多く、注意が必要です。

## 消費者へのアドバイス

### • 「いりません」とはっきり言いましょう

申し込んだ覚えもなく、購入するつもりもなければ、「いいです、いいです」などのあいまいな言い方ではなく、きっぱり「いりません」と断りましょう。

### • 受け取りを拒否しましょう

代金引換で商品が送られてきたら、受け取りを拒否しましょう。

※配達業者に迷惑はかからないので、心配しないで拒否しましょう。

受け取り拒否をする際には、送り元の会社名・住所・電話番号を控え、最寄りの相談窓口へ情報提供をお願いします。

### • クーリング・オフできます

電話で勧誘され承諾してしまった場合でも、クーリング・オフ(一定期間内なら、契約を解除できます)ができます。

### • 直接話さないようにしましょう

しつこい電話勧誘は、留守番電話を活用しましょう。

### • 自分だけで判断しないようにしましょう

家族や周囲の人、下欄の相談連絡先に相談しましょう。

事実でないことを言われて勧誘されたり、勧誘時に脅されるなど恐怖を感じる事があれば、警察にも相談しましょう。



※多くの事例が、昼間家に居ることが多く、判断力や記憶力があいまいになった高齢者を狙ったものです。周囲の人の見守りも必要です。しつこい電話がかかってくるか、家に見慣れない健康食品の箱が大量に届いていないかなど見守ってください。

## ◆相談連絡先

消費者ホットライン

☎0570-064-370

県民生活相談センター

☎277-1003

警察安全相談室

☎272-9110

役場環境経済課消費生活相談窓口

☎388-1301

(第1・第3月曜日は専門相談員による相談も開催〈18ページ参照〉)

